

令和2年度 京都市立深草中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、必要に応じて指導し、見守り、解決につなげることが重要である。

平成25年にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号；以下「法」と記載）が制定され、国をあげていじめ問題に対応していく方針が示された。しかしながら、府県によって認知件数が大きく差があつたり依然として重大事態が後を絶たなかつたりといった状況が見られた。このことから、一部の教職員の抱え込みをなくし学校が組織的にいじめに対応していくことの必要性・重要性がさらに明らかになってきて、「いじめの防止等のための基本的な方針」が改訂されている。

京都市においては、以前よりあるいじめを見逃さない姿勢が認知件数の多さに表れているという認識の下、各校において学校組織として個々の事案をいじめの定義に照らして判断し、迅速かつ適切に対応してきているといえる。これまでの「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」に加え、「未然防止」「『いじめの解消』までの組織的な継続的指導・支援」の一層の充実を目指し、平成29年9月に取組指針の改定を行っている。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、「法」第13条に基づき、また改訂された「京都市いじめの防止等取組指針」も踏まえて、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ事案に対応する校内委員会

いじめ対策委員会（補導部会がこれを兼ねる）

[実施予定] 週 1 回

[構成員] 校長 教頭 生徒指導主事 補導主任 各学年補導係 養護教諭（新規）

[内容]・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に活かす。

- ・問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・問題行動を起こした生徒への指導・支援を検討し実践する。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら、いじめ対策委員会の指導助言を生かして組織として問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。
- ・必要に応じて関係教員が加わる「拡大いじめ対策委員会」をもつ（後述）。
- ・生徒・保護者へのいじめ対策についての周知は、年度当初に、学年主任・副主任の紹介と、特に新入生・その保護者に対しては、「学級担任に限らず教科の先生など話しやすい先生」とし、相談の間口が広がるよう、始業式・入学式等の場で行う（生徒指導やいじめ担当教員等を明示しないことによる相談への躊躇等の事象はこれまで見られない）。

拡大補導部会（新規）

[実施予定] 月 1 回

[構成員] 校長 教頭 生徒指導主事 補導主任 学年補導係 各学年主任
養護教諭

[内容]・主に他学年からの視点を取り入れることで、各学年の生徒の言動の傾向をより客観的に把握し、学年生徒の育て方について中期的な視点で、その偏りや方向の修正を提案し合う。

- ・いじめの未然防止に資するものとなることを目指す。
- ・事案、重大事案への緊急の対応を担うものではない。

拡大いじめ対策委員会（機能を限定）

[実施予定] 緊急に対応を要する場合

[構成員] 校長 教頭 生徒指導主事 補導主任 各学年主任
生徒会指導主任 生活指導チーフ 部活動指導チーフ 養護教諭
教育相談主任 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー
・当該学年からの情報を基に、管理職、生徒指導主事、補導主任など即断して招集する。

- [内 容]・学級、学年、部活動など複数の範囲にまたがる事案が認知された場合に招集し、迅速かつ漏れのない指導のための指導助言を行う。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、組織として問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。
 - ・指導後の見守りについては、いじめ対策委員会（補導部会）が、一定事態の解釈が落ち着き予後の指導方針が確定したら、IFS委員会の議題とする。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のためのプログラム

○学習環境の整備

- ・教室内外や校舎周り等、学校敷地内及びその周辺も含め、施設・設備が美しく整った状況を保つことは、生徒が心地よさを感じ落ち着いて学校生活を過ごせるための基本的なことである。そのため、日頃から、傷んだ箇所の速やかな修繕や整った掲示物、花壇の草花の手入れ等の環境整備を行う。

○本校の研究方針や「授業チェックリスト」に照らした授業改善

(本校の研究方針による授業像と「授業チェックリスト」の授業像はほぼ同じである。)

- ・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態し、個の尊重、自尊感情・自己有用感の高揚に努める。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて、日々一人一人の生徒が生きる授業づくりを目指す。
- ・国立教育政策研究所の指定研究で平成29年度より行ってきた4年目となる総合的な学習の時間を中心とした各教科の授業改善、特に令和元年度からは、見方・考え方の変容を促す指導に重点を置いたことにより、生徒自身が生きること・学ぶことの価値を自覚しやすくなってきた。今後も内面の充実を大切にして取り組み、自分や他者の価値を見出し尊重できるように育みたい。

○道徳教育、人権教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳

- の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。そのために、これまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらも、いじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため、年3回、生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う
- ・休日参観で道徳の授業を行い、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。
 - ・全ての生徒にあらゆる差別を許さない人権尊重の態度を育て、身の回りの様々な差別解消に向けての実践的態度を培うことを目標に行っている人権教育を進め、学年で、学校全体で、いじめを重大な人権侵害行為であるととらえて、それを許さない生徒を育てる。

○生徒が自主的に行う活動や体験活動の充実

- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。
- ・職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。
- ・生徒会本部による「ありがとうの木」運動により、他者を認めお互いを尊重する態度を育む。
- ・京都市中学校生徒会宣言を様々な機会を捉え、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え方行動実践できる力を育てる。そのために、京都市中学校生徒会宣言にもとづく生徒会アンケートを実施し、実態を踏まえ生徒の自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるよう指導する。
- ・PTAや学校運営協議会との連携による地域活動への参加や地域住民とともにつくりあげる活動を通して、生徒が自分の暮らしている地域に愛着と地域の一員としての自覚を持てるような取組を行うことを目指す。

○生徒同士の絆づくり

- ・学級は、個々の生徒にとって、学校生活の基本となるものである。学級活動は、学級や学校での生活をよりよいものとするため、話し合いをしたり協力して実践したりする場である。これらのことを通じて、課題解決のため生徒同士で協力しながら主体的に実践することの良さを感じさせる。
- ・「深草フェスティバル」をはじめとする各種学校行事において、それらをよりよいものしていくために学年や学級の生徒で協力して活動する中で、集団への所属感や連帯感を深めるとともに、個々の行事等の意義や活動を行うために必要なことを理解して、主体的に考え実践できる力を育てる。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

○日常の生徒に関する情報共有

- ・日常の生徒観察や随時行う教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換など、あらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実に行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。今まで当たり前だと思っていたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。

○生徒に対する定期的な調査

- ・日常の生徒観察に加え記名式アンケート、クラスマネジメントシート(わたしのクラスアンケート　わたしの毎日アンケート)を年間複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ・日常的に行う随時の教育相談はもちろん、年2回教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等の、生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用した面談の中で、生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。

○上記の調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・日常の観察や生徒・保護者からの訴え、アンケート結果等より、いじめと疑われることからをつかんだ教員は、直ちに学年主任・学年補導係に連絡するとともに関係生徒からの聞き取り等を実施する。
- ・並行していじめ対策委員会を開いて、つかんだ事実をもとにいじめか否かの認定とその事案に対する対処の方法を検討し直ちに実施する。場合によっては拡大いじめ対策委員会をもつ。
- ・いじめと認定した以降の動きは、後述の『(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組』による。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

○基本的な考え方

- ・初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し(いじめの認知)、解決に向けた取組と見守りを行う。
- ・いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

○いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

組織的ないじめ対応の流れ

前提となる基本事項

『学校いじめの防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況の学校評価への位置づけ

『生徒指導補導部会（いじめ対策委員会）』

- 担任といじめ対策委員会との連携の確認・周知
- 拡大いじめ対策委員会開催の手順確認といじめ対策委員の生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断についての確認

未然防止の取組

- 学習環境の整備
- 道徳教育・人権教育の充実
- 生徒同士の絆づくり

- 授業改善
- 生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

いじめ（疑いのあるものも含む）の情報の把握

- 教職員、生徒、保護者、地域、その他からの情報による
- アンケート調査等の情報による

組織で情報共有して事実関係を把握する

【生徒指導補導部会（いじめ対策委員会）で共有】

- まず、生徒指導補導部会（いじめ対策委員会）で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討する。

【事実確認】

- 複数の教職員で対応し、いじめか否かの認知は組織的に判断する
- 関係生徒からの聴き取りで、事実関係を把握
- 聴き取った内容を時系列に整理し記録する

学校としての対応方針、指導・支援体制を組む

【子どもへの指導・支援】

- いじめを受けた生徒には「絶対守る」「必ず解決する」との学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害生徒を見守るとともに、必要に応じSC、バトナとの連携を図る。
- いじめを行った生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の生徒に対し、いじめを他人事ではなく自分達の問題として捉えさせる。

【保護者との連携】

- 学級担任をはじめ、つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒（加害・被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

重大事
態か否
かにか
かわら
ず、教育
委員会
への報
告・相談
を行う

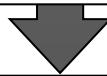


【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係生徒・保護者が一堂に集まり謝罪する場を持つ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて、警察、児童相談所等と連携して対処する。



「いじめの解消」までの継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

※面談等により確認し、解消判断は個人でなく組織（生徒指導部会／いじめ対策委員会）で行う

○インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」「ケータイ・スマホ教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、特にその特徴的な危険性について啓発・指導し、いじめ等の未然防止に努める。
- ・ネットパトロールを利用し、個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・教科指導の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・小学校で行われている家庭にむけての「ネットルールづくり」の取組を継承する形で、小中一貫しての働きかけを行う。
- ・P T A活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

○「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・加害生徒から被害生徒への謝罪が行われたからといって、すぐに「いじめの解消」とは言えない。「いじめの解消」とするには、次の2つの要件が満たされていることが必要である。すなわち、

①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること。ただし、いじめの状況によってはさらに長期間の見守りが必要な場合もある。

②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害生徒が安心して学校生活を送ることができるようになるまでは、被害生徒を徹底して守り、安心・安全を確保する。

そのために、学級担任だけでなく、当該生徒に関わるすべての教職員が連携して見守りを行い、再発防止に努めるものとする。また、「いじめの解消」までの見守り活動については、定例のいじめ対策委員会（生徒指導補導部会）で随時確認し解消を認定とともに、I F S委員会でも確認する。

（4）教職員の資質能力向上の取組

- ・年度当初に「学校いじめの防止等基本方針」についての研修を実施し、いじめはどこの学校でも起きうる問題であり、未然防止・早期発見と対応が重要であるという共通認識を確認する。
- ・日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する（「『いじめの防止等基本方針』についての共通理解をはかる研修」「未然防止の観点より生徒理解に関する情報交換」

「いじめの事案とその指導や支援に関する事例研修」等の年間3回程度)。

- 定期的に生徒観察の視点を点検(チェックシートの実施)したり、教育相談やアンケート等を実施したりして生徒の動向に注意したり生徒からの情報が入りやすいようにしたりすることで、いじめの未然防止・早期発見が図れるよう教職員一人一人が取り組み相互で補完する。

4 保護者・地域、関係機関との連携

- 「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- 機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。具体的には、「いじめられていないか?」と同等、「他の子どもをいじめていないか?」の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。
- 学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨や国立教育政策研究所の報告を踏まえたうえで結果を分析し、成果と課題を周知するとともに課題解消のための対策を講じる。
- 深草中学校PTAや深草地域生徒指導連絡協議会(深草地生連)、深草中学校運営協議会等、本校の教育活動を支えていただいている関係団体へは、いじめ対策委員会の周知や、いじめの防止をテーマとした取組を共同で行ったり、伏見支部や全市レベルで行われる取組を紹介したりしながら、いじめをなくす取組を連携して行っていく。

5 重大事態への対処

○基本的な考え方

- いじめの重大事態とは、被害生徒が

- | | |
|----------------|-----------|
| ▼自殺企図 | ▼身体に受傷する |
| ▼嘔吐・腹痛等の心因性の反応 | ▼金品を要求される |

等や、いじめにより相当期間(30日を目安とするが状況に応じて判断)の欠席を余儀なくされる疑いがあると認められるものであり、命にかかる最悪のケースも想定される。

「どんないじめの事案も対応が遅れたり謝ったりすると、重大事態になりかねない」という認識を持って対応しなければならない。

○重大事案が発生したときの対応

- 重大事態になってしまった場合や重大事態になった事案を認知した場合には、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を至急市長に報告する。さらに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切

に提供する。

6 年間計画（予定）

※本年度は、新型コロナウイルス感染予防のための休校措置により、道徳の時数が減じ、
指導内容項目の一部を変更します。

月	対策会議の開催や教職員の資質能力向上の取組	未然防止の取組 (丸数字は学年を表す)	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会（週1回） ◆職員会議 「生徒指導体制の確認」 「『学校いじめの防止等基本方針』の共有」 ◆校内研修「生徒理解」2年 ◆校内研修 「生徒指導方針」 「生徒理解」1年	・始業式・入学式 ・学級開き ・集会で「いじめ相談担当」者の紹介 ・新入生歓迎会 【道徳】※時数減見込み ①『礼儀』 ②『思いやり・感謝』 ③『遵法精神・公徳心』 ④『相互理解・寛容』	・前年度のいじめに関する情報の共有	・学校だよりや 学年だよりで 「いじめ相談担当」者の周知
5	◇いじめ対策委員会（週1回） ◆職員会議 「いじめに関する情報交換」	・憲法講話 【道徳】 ①『生命の尊さ』 ②『国際理解・国際貢献』 ③『思いやり・感謝』 ④『遵法精神・公徳心』	・教育相談	・P T A総会 ・学校運営協議会理事会 ・地生連総会 ・家庭訪問週間
6	◇いじめ対策委員会（週1回） 「記名式アンケート結果より」 ◆職員会議 「いじめに関する情報交換」 「記名式アンケート結果の共有」 ◆学年会 「クラスマネジメントシート」の結果より	・1, 2年校外学習 ・生徒総会 ・球技大会 【道徳】 ①②③『友情・信頼』 ②『よりよい学校生活・集団生活の充実』	・クラスマネジメントシート ・いじめ記名式アンケート	・土曜参観 ・道徳公開授業 ・保護者会 ・地生連「いじめ追放・薬物乱用防止」啓発活動(ハーネット)
7	◇いじめ対策委員会（週1回） ◆職員会議 「いじめに関する情報交換」	・学年集会 ・補充的な学習会 ・「社明運動」作文 ・人権啓発作文 【道徳】 ①③『よりよい学校生活・集団生活の充実』 ①『国際理解・国際貢献』 ②『礼儀』 ②『公正・公平, 社会正義』 ③『生命の尊さ』		・三者懇談会 ・P T A地域委員会パトロール

8	<p>◇いじめ対策委員会（週1回）</p> <p>◆校内研修 生徒指導部より 「いじめ問題」に関する研修</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・生徒理解に関する情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会理事会
9	<p>◇いじめ対策委員会（週1回）</p> <p>◆職員会議 「いじめに関する情報交換」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「深草フェスティバル」 (舞台発表・展示) ⇒学級集団づくり 【道徳】 ①『礼儀』 ①②『相互理解、寛容』 ②『思いやり、感謝』 ②『友情・信頼』 ③『公正・公平、 社会正義』 		<ul style="list-style-type: none"> ・公開授業週間
10	<p>◇いじめ対策委員会（週1回）</p> <p>「学校評価の結果を受けた いじめ対策プログラム見直し」</p> <p>◆職員会議 「いじめに関する情報交換」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「深草フェスティバル」 (体育の部) ・生徒会本部役員選挙 【道徳】 ①『思いやり、感謝』 ①②『生命の尊さ』 ①③『社会参画、 公共の精神』 ③『遵法精神、公徳心』 ③『公正・公平、 社会正義』 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価実施 ・P T A 地域委員会パトロール ・三者懇談会 (3年のみ)
11	<p>◇いじめ対策委員会（週1回）</p> <p>「記名式アンケート結果より」</p> <p>◆職員会議 「いじめに関する情報交換」</p> <p>「記名式アンケート結果の 共有」</p> <p>◆学年会 「クラスマネジメントシート」 の結果より</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発標語作成 ・小学生体験授業等 ・「いのちの授業」～幼児とのふれあい 【道徳】 ①『国際理解・国際貢献』 ②③『友情・信頼』 ②『生命の尊さ』 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシート ・いじめ記名式アンケート ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会理事会（いじめ対策プログラムの見直し） ・進路保護者会 ・入学説明会 ・家庭地域教育講座
12	<p>◇いじめ対策委員会（週1回）</p> <p>◆職員会議 「いじめに関する情報交換」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行（平和学習） ・人権学習 ・人権啓発標語の発表 ・学年集会 【道徳】 ①『相互理解、寛容』 ①③『友情・信頼』 ①『公正・公平、社会正義』 ②『遵法精神、公徳心』 		<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談会

		②③『社会参画、 公共の精神』		
1	<p>◇いじめ対策委員会（週1回） 「学校評価の結果を受けた いじめ対策プログラム見直し」</p> <p>◆職員会議 「いじめに関する情報交換」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ケータイ教室 【道徳】 ①『よりよい学校生活・ 集団生活の充実』 ②③『礼儀』 ③『生命の尊さ』 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価実施 ・家庭地域教育 講座
2	<p>◇いじめ対策委員会（週1回） 「記名式アンケート結果より」</p> <p>◆職員会議 「いじめに関する情報交換」</p> <p>「記名式アンケート結果の共 有」</p> <p>「今年度の総括」</p> <p>◆学年会（1，2年） 「クラスマネジメントシート」 の結果より</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室 【道徳】 ①③『思いやり、感謝』 ②『よりよい学校生活・ 集団生活の充実』 ②『国際理解・国際貢献』 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス マネジメントシート (1, 2年) ・いじめ 記名式アンケート (1, 2年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地生連総会 ・学校運営協議 会理事会（いじ め対策プログ ラム見直し）
3	<p>◇いじめ対策委員会（週1回）</p> <p>◆職員会議 「いじめに関する情報交換」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・球技大会 ・3年生を送る会 ・学年・学級のまとめ ・卒業式・修了式 【道徳】 ①『遵法精神、公徳心』 ①②③『よりよい学校生 活・集団生活の充実』 		

【令和2年4月8日版】